

森岡孝二著

『企業中心社会の時間構造 一生活摩擦の経済学』

水口 洋介

1

なぜ日本では真の時間短縮が進まないのか、 なぜ労働者が死ぬまで働くのかという疑問を持 つ人々にとって本書は必読文献である。のみな らず、本書は大きな「問題提起の書」でもある。

まず、前者の側面から本書を簡単に紹介する。本書の第3章の「企業中心社会と労働時間の二極構造」は、労働省の発表する労働時間調査が、いかに日本の労働者の長時間労働やサービス残業の実態を隠蔽しているかを、「事業所が賃金を支払った労働時間を集計した労働省『毎月勤労統計調査』だけでなく、労働者が実際に就業した時間を集計した総務庁『労働力調査』をも利用すること」で事実と論理に基づいて明らかにする。

第4章「日本的生産システムと過労死」では、 実際の過労死被災者の生の具体的資料を用いな がら、いかに日本的生産システムが人事考課や ノルマ営業という圧力の中で労働者を超長時間 労働にかりたてているかを明らかにしている。

第5章「サービス残業―奪われた自由時間」では、各種の統計に基づきサービス残業時間と不払賃金の推計を行い、年間不払賃金総額23兆円との試算をしている。日本型資本主義は、まさにルールなき資本主義として、労働者から不当に収奪していることを数字で明らかにし、「サービス残業の強制と受容のメカニズム」を、残業規制を欠いた労基法、非力な労働組合、ノル

マ経営の問題点などを通じて解きあかしている。 特に最近、ホワイトカラー職場にはフレックスタイム制、裁量労働みなし制、事業外労働みなし制が、年俸制や能力主義管理をセットにして導入されつつあり、これとのたたかいが緊急の課題となっている。これらは「サービス残業を誘発したり、隠蔽したりする恐れのある制度改革の動きが政府・財界で強まって」おり、「実際の労働時間は減らずに数字のうえだけの時短がすすむことによって、サービス残業を引きおこしやすいという問題点を含んでいる」との著者の指摘のとおりである(第8章)。

2

日本型企業中心社会が、労働者個人及び家族 の生活全体を貧困化することは多くの論者が指 摘してきた。本書は、その実態を統計と実証的 資料により明らかにしている。しかし、本書の 特色はそれにとどまらない。

本書が「問題提起の書」であると思う点を紹介したい。本書の最大の特色は、家庭、特に女性側から見た「企業中心社会の時間構造」の問題点と克服への課題を明らかにしている点であるう。

本書第3章「企業中心社会と労働時間の二極 構造」及び第6章「雇用の女性パート化と労働 時間の性別分化」中で、労働時間の統計を性別、 短時間労働者などを区別して労働時間の動きが 分析されている。

労働総研クオータリーNo19 (95年夏季号)

著者が「二極構造」とするのは「全雇用者の 平均でみた労働時間には変化がないが、就業時間別にみると、超長時間労働者と短時間労働者 の数が増加し、両者の割合がともに高まっていること、また性別でみると、週60時間以上の超 長時間労働者の増加は男性の労働時間の延長に、 週35時間未満の短時間労働者の増加は女性のパートタイム労働者の増加に起因して」いること を言う。前者は過労死予備軍であり、後者は企業が女性の短時間労働者を「雇用の調整弁」と して扱っていることから今日の産業予備軍の主 力部隊にほかならない(第3章)。

さらに第6章で「雇用の女性パート化と労働時間の性別分化」を分析される。「パートタイム労働者のうち20%は一般の正社員と所定労働時間がほぼ同じである」ことを指摘しつつ、この短時間労働者の増大を直視しない労働省の毎月勤労統計調査の1800時間は虚構の時短であることを告発している。

著者は職場だけでなく、労働者の家庭生活にも分析をすすめる(第7章)。そこで、労働者の「家庭生活と時間文化」を考察して、「共働きでも子供がいても家事をしない男たち」を統計上明らかにし、「共働き・夫婦と子供の家庭の夫の家事労働時間は、1日11分。他方、夫有業・妻無業・子供家庭の男の家事労働時間は1日12分」という驚くべき統計結果を紹介している。

日本の企業中心社会で、男性が週に50時間あるいはそれ以上働くことができる秘密は、わずか数パーセント(5~7%)という男性の極端に低い家事分担率にある。ここに日本の企業中心社会の生活時間構造とそれに規定された時間文化が端的に表現されていることを明らかにする。この点も本書の副題が「生活摩擦の経済学」とされる大きな理由があるように思われる。

このように男性労働者が家庭から疎外されて

いる要因は、日本の「高圧釜の企業社会」にほかならず、「日本の労働者は引き返すことのできない、スピード制限のない高速道路を追われるように走らされているトラック運転手」であり、労働者を高圧釜の環境におく要因として、閉鎖的雇用慣行だけでなく、日本的人事考課(情意考課を重視した労働者間競争を組織するもの)、JTシステムに代表される日本型生産システム、ノルマ営業があると著者は分析を進める。

3

企業中心社会で、時短と労働者の時間文化を 復権させるための道筋として著者は次の点を強 調されており、これには大きな問題提起が含ま れているように思う。

第1、1日の労働時間の制限(残業の上限規制)が先決条件である。

第2に閉鎖的な労働市場を改革して、両性の 平等を実現するためには「転職の自由」も確保 されなければならない。これを実質的に保障す るためにヨーロッパのように「同一の職種及び 熟練度の労働者の賃金はどの企業に属していて も大差はないということにならなければならな い」として「同一価値労働・同一賃金の原則」 に基づく労働能力の社会的評価システムを創出 することが労働組合のあり方の改革とともに避 けてとおれない課題と指摘する。

第3に、職場と家庭における男女平等の実現のために、「女性並みの労働時間規制」を設けることでこそ男女の別のない労働時間規制をするべきであり、「働く男女が世帯労働=家事労働を平等に分担する道」を進まなければならないとする。

私は、著者が提起するこの道筋に大いに共感 する。「転職の自由」は「労働者個人の自由と自 立の権利」確立のための重要な条件である。た

書 評-

だ、「転職の自由」が「労働力の流動化」を唱える企業側の流れにとりこまれる危険性をどう克服するのか。日本の企業中心社会は「企業間競争と労働者間競争」という大きな渦巻きに支えられているが、これをどう克服するのか。さらに著者の意見を聞きたいと思う。

「労働時間の制限と短縮が家庭における男女 平等と手を携えて実現されていく地平では、企 業の時間に縛られて個人生活の自由が制約されてきた企業中心社会は、老若男女のすべてが個人が個人として尊重され生活者として余暇を享受できる個人中心社会に転換されているだろう」との著者の結論に、労働運動の新しい課題が端的に示されている。

(青木書店・1995年1月刊・2266円) (弁護士)

次号No.20 (1995年秋季号) の主な内容 (予定)

・規制緩和と労働市場

加藤 佑治

〔特集〕戦後50年と日本労働運動

・日本の社会運動50年史

塩田庄兵衛 塚田 義彦

・労働組合運動の50年・労働法の50年

片岡 曻

・労働運動の到達点と今後の展望

大江 洸

[国際・国内動向]

・ILO世界労働報告書について

小林 勇

・イギリス女性と低賃金―機会均等委員会調査報告より―

桜井 絹江

・過労死認定について

佐々木昭三

[書評]

・脇田滋著『労働法の規制緩和と公正雇用保障』

長井 偉訓

・早川征一郎著『国・地方自治体の非常勤職員』

伊藤 良文

(題はそれぞれ仮題) 発行予定日 1995年9月15日